北海道スキー選手権大会表彰要項の改正について

改正の理由
現規程では表彰要項第2条について、本年度より全日本スキー連盟表彰規程変更に伴い北海道スキー選手権の表彰規程を次のように改正したい。

現規程	新規程
（構成）	（構成）
第2条　本大会の表彰は、公益財団法人北海道スキー連盟	第2条　本大会の表彰は、公益財団法人北海道スキー連盟
（以下「本連盟」という。）に所属する選手、北海道に所在する	（以下「本連盟」という。）に所属する選手、北海道に所在する
大学に所属する選手及び北海道に所在する高校を卒業して	大学に所属する選手及び北海道に所在する高校を卒業して
他都府県所在の大学に所属している選手を対象とし、種目別	他都府県所在の大学に所属している選手を対象とし、種目別
・男女別に行い、優勝者及び入賞者10位までを表彰する。	・男女別に行い、優勝者及び入賞者6位までを表彰する。
第4条　附則2　この要項は、平成24年8月1日から施行する。	第4条　附則2　この要項は、平成30年1月1日から施行する。